

令和2年度

南 あ わ じ 市

財政援助団体等監査報告書

南あわじ市監査委員

目 次

1	監査の根拠等	1
2	監査の種類	1
3	監査の対象	1
4	監査の着眼点	1
5	監査の実施内容	2
6	監査の結果	3
	(1) 施設の概要	3
	(2) 指定管理者の概要	4
	(3) 利用の状況	5
	(4) 収支の状況	6
	(5) 施設管理の状況	7
7	監査意見	
	(1) 総括	8
	(2) 個別事項	8

1 監査の根拠等

この監査は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、南あわじ市監査基準等に準拠して実施した。

2 監査の種類

財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者に係る事務）

※ 本監査をより効果的に行うため、対象とした公の施設を所管する部署に係る管理事務等が適正に実施されているかを検証する監査を同時に実施したので、これについても当報告書に併せて記載するものとする。

また、定期・行政監査（補助金交付に係る事務）と同時に、当該補助金に係る補助金交付団体の出納その他の事務が適正に実施されているかを検証する監査を実施したので、その結果は定期・行政監査報告書に記載するものとする。

3 監査の対象

(1) 公の施設

ア 南あわじ市温浴施設「ゆとりっくクアハウス」

イ 南あわじ市温水プール「ゆとりっくクラブハウス」

(2) 指定管理者

株式会社アクア淡路

(3) 所管部署

産業建設部商工観光課

(4) 監査の範囲

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、監査の対象とした施設について、令和元年度及び令和 2 年度（令和 2 年 4 月 1 日から同年 8 月 31 日まで）の株式会社アクア淡路に行わせた当該施設の管理に係る出納その他の事務及び所管部署の指定管理に係る事務を監査の対象とした。

4 監査の着眼点

監査は、以下の項目について重点的に実施した。

(1) 所管部署関係

- ア 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- イ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ウ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- エ 協定書等には、条例等で定める必要事項が適正に記載されているか。
- オ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
- カ 事業報告書の点検は適切に行われているか。
- キ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

(2) 指定管理者関係

- ア 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
- エ 利用促進のための努力はなされているか。
- オ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- カ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿の記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備及び保存は適切になされているか。
- キ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

5 監査の実施内容

(1) 監査の期間等

令和2年10月2日から同年12月25日まで
関係職員等の説明を徴取した日

① 事前審査

日程：令和2年10月14日

対象：産業建設部商工観光課

② ヒアリング及び実地調査

日程：令和2年11月2日

対象：産業建設部商工観光課及び株式会社アクア淡路

(2) 監査の実施内容

ヒアリング（審査）の実施に当たり、事前に対象施設に係る指定管理に関する概要資料その他必要な資料の提出を依頼するとともに、ヒアリング時に当該資料の説明を求め、監査の着眼点を基に所管部署及び指定管理者に対して聴き取り調査を実施した。また、対象施設に赴き管理状況等を確認した。

6 監査の結果

上記1から5までに記載したとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった公の施設指定管理者に係る出納その他の事務は、指定管理等の目的に沿って行われ、また、当該指定管理に係る市の事務についても、一部に注意を要する事項はあったものの、主要な部分は法令等に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げるようにされており、概ね適正であると認められる。

審査の詳細及び監査意見については、次のとおりである。

(1) 施設の概要

ア 南あわじ市温浴施設「ゆとりっくクアハウス」

所在地	南あわじ市湊77番地
開設日	平成7年8月25日
施設の構造	鉄筋コンクリート造2階建
延床面積	608.3㎡
設置目的	住民の健康増進、福祉の向上及びコミュニティの場として、並びに自然景観に配慮した人にやさしいやしの施設として、地域の活性化に寄与するため。
施設内容	① やすらぎ温泉 利用最大人数74名 ② すこやか温泉 利用最大人数72名

イ 南あわじ市温水プール「ゆとりっくクラブハウス」

所在地	南あわじ市湊 77 番地
開設日	平成 7 年 8 月 25 日
施設の構造	鉄筋コンクリート造 2 階建
延床面積	1613.25 m ²
設置目的	住民のスポーツ推進による健康及び福祉の増進を図り、明るく住みよいまちづくりに寄与するため。
施設内容	① 温水プール (25m×6 コース) ② 児童プール ③ ジャグジーバス ④ フィットネススタジオ ⑤ ダンススタジオ

ウ 施設の変遷

平成 7 年 8 月 25 日	施設設置 (設置者: 財西淡産業振興協会)
平成 19 年 5 月 18 日	財団から市へ無償貸与する契約を締結
平成 19 年 6 月 25 日	設置・管理条例を制定 (H20. 4. 1 施行)
平成 20 年 4 月 1 日	指定管理第 1 期 平成 20 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日
平成 25 年 3 月 31 日	財西淡産業振興協会が解散
平成 25 年 4 月 1 日	指定管理第 2 期 平成 25 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
平成 25 年 12 月 5 日	財西淡産業振興協会の清算終了により、施設が寄付され、南あわじ市の所有となる。
平成 30 年 4 月 1 日	指定管理第 3 期 平成 30 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

(2) 指定管理者の概要

ア 名称等

- (ア) 名称: 株式会社アクア淡路
- (イ) 所在地: 南あわじ市湊 77 番地
- (ウ) 代表者: 代表取締役 渡邊 一人

イ 選定方法

公募 (南あわじ市指定管理者候補者選定委員会にて選定)

ウ 指定の議決

第 75 回南あわじ市議会定例会にて可決

(議案第 91 号、平成 29 年 12 月 22 日議決)

エ 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで (5 年間)

(3) 利用の状況

平成 30 年度から令和 2 年度までの利用実績は、次表のとおりである。

令和 2 年度は 8 月末日までの実績であるため、平成 30 年度と令和元年度を比較すると、「クラブハウス」アクアスタジオ (プール) において、年間延べ利用者数が 451 人 (1.4%) 減とわずかに減少したものの、「クアハウス」では 4,676 人 (4.3%)、「クラブハウス」フィットネススタジオでは 466 人 (3.3%)、前年度に比べ増加している。また、会員数においてもほぼ同水準で推移しており、これらから利用状況は概ね良好といえる。

なお、令和元年度末から新型コロナウイルス感染拡大の影響が顕著に現れており、8 月末時点では利用者数に回復の兆しが見られるものの、今後の推移を注視する必要がある。

「ゆとりっく」施設利用状況

施設	区分	利用者数 (年間延べ)		
		30 年度	元年度	2 年度※2
共通	会員数※1	844 人	847 人	825 人
クアハウス	利用者数	108,039 人	112,715 人	39,197 人
	(ゲスト利用数)	31,051 人	32,561 人	9,361 人
	(会員利用数)	76,988 人	80,154 人	29,836 人
	稼働日数	323 日	326 日	140 日
	1 日平均利用者数	334.5 人	345.8 人	280.0 人
クラブハウス	①アクアスタジオ			
	利用者数	32,794 人	32,343 人	8,774 人
	(ゲスト利用者)	5,884 人	5,774 人	1,775 人
	(スクール利用者)	20,649 人	20,429 人	4,987 人
	(会員利用者)	6,261 人	6,140 人	2,012 人
	稼働日数	316 日	319 日	98 日※3
	1 日平均利用者数	103.8 人	101.4 人	89.5 人

	②フィットネススタジオ			
	利用者数	14,098人	14,564人	3,779人
	（ゲスト利用者）	1,081人	962人	146人
	（プログラム）	6,664人	7,198人	1,844人
	（会員利用者）	6,353人	6,404人	1,789人
	稼働日数	316日	319日	98日※3
	1日平均利用者数	44.6人	45.7人	38.6人

※1 毎年度4月1日時点の数値である。

※2 令和2年度の実績については、8月末日までのものである。

※3 新型コロナウイルス感染拡大の影響で、令和2年4月16日から5月31日まで休業した。

(4) 収支の状況

令和元年度における「ゆとりっくクアハウス」及び「ゆとりっくクラブハウス」の収支決算状況は、次表のとおりである。

歳入額 92,786,674 円に対して歳出額 90,685,943 円であり、当期収支差額（歳入歳出差引残額）は 2,100,731 円となっている。歳入の主なものは、会費収入 52,941,920 円、一般利用収入 19,725,760 円、指定管理料収入 18,015,000 円などである。歳出の主なものは、指導者等の給与手当 27,151,500 円、水道光熱費 25,509,092 円、役員報酬 11,940,000 円などである。

令和元年度「ゆとりっく」収支決算書

歳入の部

(単位：円)

科 目	予算額①	決算額②	②－①
会 費 収 入	49,545,000	52,941,920	3,396,920
一 般 利 用 収 入	20,798,000	19,725,760	△1,072,240
そ の 他 収 入	2,180,000	2,103,994	△76,006
指 定 管 理 料 収 入	17,852,000	18,015,000	163,000
合 計	90,375,000	92,786,674	2,411,674

歳出の部

科 目	予算額①	決算額②	①－②
役 員 報 酬	11,040,000	11,940,000	△900,000
給 与 手 当	26,016,000	27,151,500	△1,135,500
賞 与	123,000	111,700	11,300
法 定 福 利 費	2,680,000	2,809,431	△129,431
福 利 厚 生 費	435,000	767,598	△332,598

旅 費 交 通 費	340,000	399,076	△59,076
通 信 費	188,000	233,261	△45,261
交 際 費	120,000	26,870	93,130
寄 付 金	37,000	16,800	20,200
リ ー ス 料	852,000	655,787	196,213
保 険 料	1,969,000	2,023,512	△54,512
修 繕 費	4,153,000	3,539,970	613,030
水 道 光 熱 費	27,278,000	25,509,092	1,768,908
燃 料 費	335,000	349,326	△14,326
消 耗 品 費	4,304,000	3,843,411	460,589
租 税 公 課	3,800,000	3,882,150	△82,150
荷 造 運 搬 費	1,200,000	1,110,000	90,000
事 務 用 品 費	247,000	210,359	36,641
広 告 宣 伝 費	1,505,000	1,442,684	62,316
支 払 手 数 料	2,804,000	3,432,276	△628,276
諸 会 費	71,000	70,740	260
新 聞 図 書 費	120,000	94,183	25,817
消 耗 什 器 備 品 費	0	946,000	△946,000
研 修 費	40,000	648	39,352
販 売 手 数 料	20,000	16,600	3,400
雑 費	97,000	102,969	△5,969
合 計	89,774,000	90,685,943	△911,943

(5) 施設管理の状況（実地調査）

「ゆとりっくクアハウス」「ゆとりっくクラブハウス」へ赴き、施設の外観及び営業に利用する区画の管理状況を確認したところ、非常灯、消火器など法令等で定められた設備、また、新型コロナウイルス感染予防対策として、手指消毒液などが備えられ、その他の物品・資



施設職員から管理状況の説明を受ける様子

材等の整理整頓、施設の清掃も行き届いていると感じられるなど概ね適正に管理されていた。

なお、施設は平成7年8月の開設から25年余りが経過し、老朽化も進みつつある中で、特に機械類の管理・運用に配慮しているとのことであった。

7 監査意見

(1) 総括

指定管理者制度は、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、平成 15 年 6 月の地方自治法改正により創設された。本市においても、指定管理者制度を活用する公の施設は次第に増え、令和 2 年 4 月 1 日現在では 59 施設となっており、本市が設置する公の施設の管理運営に欠くことのできないものとなっている。

一方、指定管理者制度の根拠は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項以下に規定されているが、制度を適切に運用するに当たってはこの規定だけではなく、公の施設、公有財産管理、行政処分、行政手続、契約原則など、多岐にわたる法令等の規定、法的原則や考え方についての知識が要求されることから、この制度に関わる全ての部署・職員にあつては、常にその研究・習得に努めていただく必要がある。

今回、所管部署及び指定管理者へのヒアリング、施設の実地調査等により監査を実施したところ、法令等の趣旨に合致した基本協定書等の取決めに従って、指定管理者及び所管部署が連絡調整を行いながら、それぞれの役割を果たし、施設の適正かつ効率的な管理に努力されており、近年は経営の黒字化を果たすなど、公の施設の管理に民間のノウハウを活用するといった指定管理者制度の趣旨が具現化されているものと見受けられる。その事務の執行についても概ね適正と認められたが、一部に注意を要する事項が見受けられたので、さらなる円滑な事務執行のため、次に掲げる事項について取組・検討をされたい。

なお、今回の監査は、数ある指定管理者制度を活用する施設のうちから抽出して実施したものであり、これ以外の施設を所管する部署においても同様のケースがある可能性は否定できない。関係部署にあつては、所管する指定管理者制度活用施設の現状を再確認するとともに、適切な対応をとられたい。

(2) 個別事項

ア 施設所管部署に係る事項

(ア) 注意事項

指定管理者が自主事業を実施する際の承諾手続について

『ゆとりっく指定管理者基本協定書』(以下「基本協定書」という。)
第 42 条では、「指定管理者は、施設の設置目的に合致し、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施できるものとする」、「指定管理者は、自主事業を実施する場合は、市に対して事業計画書を提出し、事前に市の承諾を受けなくてはならない」と規定されている。また、第 43 条では、「基本協定に関する市・指定管理者間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、基本協定書に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない」と規定されている。

「ゆとりっくクラブハウス」では、第 42 条の規定に従って自主事業（整体）が実施されているが、当該事業は指定管理者から提出された『ゆとりっく事業計画書』の中に自主事業取組み計画として記載されており、市は施設全体の事業計画書の提出・確認と一体のものとして、承諾を口頭で与えていた。この承諾については、第 43 条に規定する「特別の定め」は見当たらず、市は書面をもって承諾を与えるべきであったと考えられるので、事務を改められたい。

なお、基本協定書において自主事業の事業計画書の提出・承諾の規定（第 42 条）は、全体の事業計画書の提出・確認に関する規定（第 19 条）とは別に存在することから、これらの手続は個別になされるべきと考えられるため、今後これらの手続を行うに当たっては、適切な手法を検討されたい。

(イ) 要望事項

指定管理者がⅡ種備品を購入・調達する際の手続について

基本協定書第 16 条及び第 17 条では、施設で使用する備品の区分・定義について規定しており、詳しくは『ゆとりっく指定管理仕様書』に記載されている。このうちⅡ種備品については、「指定管理者が指定管理料又は利用料金収入により管理運営業務の実施のため購入又は調達したⅠ種備品以外の備品であり、経年劣化等で管理運営業務

の実施の用に供することができなくなった場合、市と指定管理者との協議により指定管理者において購入又は調達する」ものとされ、また、市が指定管理者に貸与するⅠ種備品とともに、市に帰属するものとされている。

「ゆとりっくクアハウス」「ゆとりっくクラブハウス」では、この規定に従ってⅡ種備品の購入又は調達の際に、指定管理者と市は口頭のみで協議を行っていた。前出の基本協定書第43条においては、この協議を文書で行うところまで求めていないため、制度の要求をひとつとおり満たしているものと考えられるが、Ⅱ種備品は市に帰属するものであるため、公文書管理の趣旨に沿って協議の記録を保存する必要があると思われることから、今後これらの手続を行うに当たっては、適切な手法を検討されたい。

イ 指定管理者に係る事項

(7) 要望事項

所管部署に係る要望事項に同じであるから、所管部署と協議のうえ、適切な手法を検討されたい。

